

東京都の中小企業対策に関する重点要望

平成18年5月11日
東京商工会議所

現在のわが国経済は、大企業を中心とした設備投資の拡大等に支えられ、拡大基調を維持しているものの、その傾向は中小企業や地域経済にはあまねく浸透しておらず、依然として景気低迷を訴える声も多く聞かれるところである。とりわけ、原材料価格の高騰等により、受注は増えても価格転嫁ができずに業績に結び付かない企業や、意欲ある企業が立地規制等により東京での事業継続を断念しているケースが増えているのが現状である。

景気の回復基調を確固たるものとし、商工業のバランスのとれた発展のもと、将来にわたって東京の産業力を高めるには、東京都が産業振興ビジョンを示し、首都・東京の経済活力の源泉である中小企業への対策を強力に推進していくことが不可欠である。

東京商工会議所は、従来から東京都と緊密な連携を図ってきたが、これまで以上に東京の産業活性化に向けた活動に積極的に取り組む所存であり、東京都におかれても下記要望事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

I 中小企業の活力強化に関する事項

1. 中小・小規模企業対策予算のさらなる拡充

三位一体改革に伴う国庫補助金の廃止に対し、平成18年度の中小・小規模企業対策予算について、東京都が前年度なみの確保を図られたことに感謝を申し上げたい。

しかしながら、東京の経済活力の源泉を担う中小・小規模企業を強力に支援するためには、将来を見据えた明確な産業振興ビジョンを策定の上、今後とも一層の予算拡充を図るべきである。

2. 中小企業金融機能の充実・強化

信用補完制度見直しの一環として、保証料率が個別企業の経営状況に応じて区分されたことに対して、都独自の対応として負担緩和措置を講じられたことに感謝を申し上げたい。今後は、日銀の量的金融緩和政策の解除等によ

り金利上昇が懸念されることから、金利負担軽減措置の実施についても検討されたい。

また、中小企業金融の円滑な推進を図るべく、ＣＬＯ・ＣＢＯの利用条件のさらなる緩和ならびにファンドの創設等を通じた直接金融支援の積極化、商工会議所で実施している経営指導業務と連携した融資制度の創設や動産担保融資の導入等、より効果的な資金供給手段の構築に努められたい。

３．ものづくり基盤の強化等

（１）新製品・新技術の開発と市場開拓の一体的支援

競争力を持った新製品や新技術の開発支援と市場開拓を支援する事業等を一体的に運用することがより効果的であることから、事業の見直しを図るとともに、複数年度での取り組みが可能となるよう考慮されたい。

なお、助成金事業の実施にあたっては、受付期間の十分な周知はもとより、助成枠の拡大および申請手続の通年化等、制度の充実を図られたい。

（２）産学公連携事業の推進

意欲ある中小企業が新製品・新技術の開発を図るべく、都内に集積する企業・大学・研究機関等の多様な資源を生かした産学公連携ネットワークの形成とともに、開発の鍵となるコーディネート機能を強化されたい。また、共同研究に対する助成措置の拡充・強化等を図られたい。加えて、産学公連携事業の推進とともに地域活性化の観点から、大学等の区部誘致を図られたい。

（３）ものづくり産業等に対する立地規制の緩和

製造業のみならずメンテナンス産業等も含めて、工場を有する事業者が、用途地域の指定変更等により十分な増改築ができないため、事業継続を断念しているケースが増えており、このままでは職住近接型産業の崩壊につながりかねない状況にある。将来を見据えた産業振興の観点から、東京都におかれては特別用途地区条例の活用等を含め、工場の操業環境の確保に向けた方策を検討されたい。

（４）知的財産問題への対応

国内外における知的財産保護・活用の重要性は益々高まっていることから、東京都知的財産総合センターをはじめとする機関において、海外における模倣品被害等も含めた総合的な相談体制ならびに普及・啓発に向けた取り組みの一層の充実を図られたい。また、外国特許出願費用助成事業や外国侵害調査費用助成事業については、受付期間の十分な周知はもとより、助成枠の拡

大および申請手続の通年化等、制度の充実を図られたい。

（５）産業集積によるブランド力の強化

都内の特徴的な産業集積を生かしブランド力を向上させる取り組みを実施されたい。また、既存の産業集積に加え、新たな集積の形成を図るべく、業界や地域を超えた企業間連携等が進むよう、共同事業に対して積極的な支援を図られたい。

４．中小企業が活用しやすい支援策の構築

東京都の中小企業支援策は広範にわたるため、個別施策の趣旨や申請手続等の難しさを指摘する意見が多いことから、中小企業がより活用しやすいよう各種施策の見直しを図るとともに、手続きの簡素化等の方策を講じられたい。また、経営革新計画等の承認審査にあたっては、他の道府県等の承認状況も考慮の上、積極的な承認に努められたい。

Ⅱ 産業人材の確保・育成に関する事項

１．産業人材の確保・育成

（１）産業人材の確保

東京商工会議所が実施した調査では、例年と比べ、今後重視する経営課題として「人材の確保・育成」と回答している経営者が約６割と増加している。大企業等と比較して、中小企業の人材確保が困難なことから、求人・求職側双方が可能な限り接点を持てるよう、インターンシップ受入れに対する助成制度の創設や、「東京しごとセンター」が実施している就職支援サービスの充実・強化を図られたい。

（２）産業人材の育成

ものづくりの基盤を支える技術・技能を継承する人材の育成は極めて重要であることから、産業技術大学院大学等におけるカリキュラムのさらなる充実や東京ものづくり名工塾等の有効活用を図られたい。また、技能者育成等に対する助成枠の拡大と併せ、手続きの簡素化を講じられたい。加えて、東京都で選定した優秀技能者に対しては称号のみならずインセンティブの付与についても検討されたい。

2. 若年層への職業教育の充実

若年層への職業教育の充実を図るべく、中学生を対象とした「職場体験」教育や東京版デュアルシステムを推進していることは、人材育成の観点からも非常に有効である。その実効性を高めるには、生徒の受入側である中小企業の積極的な参画がなされるよう、コーディネーター制度の充実や教師への事前教育の徹底とともに、プログラム面の策定も含め、受入企業の負担軽減を図る措置を講じられたい。また、東京都で進めている地域教育プラットフォーム構想の積極的推進を図られたい。

Ⅲ 経営環境の整備に関する事項

1. 中小企業の取引適正化への対応

原材料価格の高騰等を背景に、取引上の優越的地位を利用するなどにより、中小企業が不当に不利益を被らないよう、東京都においても、下請代金支払遅延等防止法や下請中小企業振興法、独占禁止法の趣旨に基づいた対応を率先して講じられたい。

2. 固定資産税等の減免措置の継続、事業所税の廃止

都内事業者にとって、固定資産税等の負担感は依然として重い。東京都として、小規模非住宅用地における固定資産税・都市計画税の2割減免措置ならびに条例減額制度を通じた商業地等の負担水準の引き下げを実施していることは、東京商工会議所としても高く評価しているところであり、本措置の継続とともに一層の拡充を図られたい。

また、事業所税は固定資産税等との二重課税であり、都市間の公平性に問題があることから、早急な廃止を働きかけられたい。

3. まちづくり・地域商業の活性化

(1) 地域創造センターの運営支援

東京商工会議所がまちづくり活動の支援のため設置している「地域創造センター」について、まちづくりと地域商業活性化の観点から、助成対象事業への継続的な補助も含めて、積極的な運営支援を図られたい。

(2) 新・元気出せ！商店街事業の利用促進

まちの賑わいの源泉である商店街の活性化に向けた「新・元気出せ！商店街事業」については、申請手続の簡素化を図るとともに、東京都と各区等と

の連携のもと、申請から事業終了までの一貫した支援等を通じて、利用の促進を図るとともに、助成率および助成限度額の引き上げについても検討されたい。

（３）大規模小売店舗立地法における地域基準の整備

昨年３月の大規模小売店舗立地法の指針改定に伴う、大型店の必要駐車台数の「地域の基準」策定にあたり、今般「中間のまとめ」が発表されたが地域商業者の意見を踏まえ、都心部の実情に十分配慮した適正な措置を講じられたい。

（４）公共交通機関内の商業施設と周辺商業者との公平公正な競争環境の確保

公共交通機関の駅構内における商業施設は、周辺商業者と比して固定資産税が大幅に抑えられているなど、競争条件における不均衡が指摘されている。固定資産税の格差を是正するなど、公平公正な競争関係を整備し、周辺商業者との共存共栄が図れるよう配慮されたい。

４．コンテンツ産業の育成

アニメ等コンテンツ産業は成長産業として期待されており、国もその振興を国家戦略に位置付けている。とりわけ、技術レベルや世界シェアも高い日本のアニメを支えている多くの中小企業は都内に集積していることから、より一層の振興を図るため、資金支援や販路支援に加えて、人材育成のための支援策の構築や、著作権の管理・利用に関わる総合調整機能の整備を図られたい。

５．都市型保育ニーズを捉えた施策の積極的实施

少子化が急速に進展する中、都市型保育ニーズに的確に対応すべく、認証保育所の設置促進やサービスの向上を図るとともに、病時保育の推進についても検討されたい。また、育児支援に熱心な企業に対する助成に加え、表彰制度の創設についても検討されたい。

６．違法駐車対策の配慮ある運用

道路交通法改正に伴う放置車両の確認事務等の民間委託については、都民生活に直結し経済活動を支えている物流機能に与える影響が大きいことから、違法駐車対策の推進を図るという法の趣旨は認識しつつも、貨物専用駐車スペースの整備が不十分な状況を踏まえると、配慮ある運用を講じられたい。

＜継続要望事項＞

下記事項については、施策を検討もしくは継続的に実施されるよう要望する。

1. 中小企業の活力強化

- (1) 創業・ベンチャー支援のための助成事業や融資制度の充実に加え、新たな事業分野に進出するための支援策についても充実・強化を図られたい。
- (2) 産業技術研究センターの運営にあたっては、地方独立行政法人としてのメリットを生かし、中小企業のニーズに即した最新鋭の機器を整備するとともに、依頼試験や機器利用をはじめとした諸事業を積極的に実施されたい。また、新たな産業支援拠点の整備にあたっては、利用者の利便性を考慮されたい。
- (3) 老朽化した中小オフィスビルや木造密集住宅については、建物の安全性や防災上の観点からも金融支援措置等を通じたリニューアル促進や市街地整備による住環境の改善を図られたい。
- (4) 生涯スポーツ社会の実現に資するべく、スポーツ・レジャー産業の活用策や振興策を検討されたい。
- (5) 企業経営者の再挑戦の支援に資するべく、都営住宅を賃貸する制度の活用促進を図られたい。
- (6) 官公需政策の趣旨を踏まえ、東京都においても、指名競争入札への参加に際して中小企業を優先する制度等を通じて、中小企業の受注機会の確保に一層努められたい。加えて、地方自治法の改正に伴い、随意契約等を通じた、中小企業の新製品や技術の公的機関での積極的な活用についても検討されたい。

2. 環境規制等への対応

- (1) 土壌汚染調査や浄化処理に関わる多額の費用の負担軽減を図るべく、補助制度を創設されたい。
- (2) ISO取得支援助成事業に関して、助成枠の拡大および申請手続の通年化等、制度の充実を図られたい。
- (3) PM減少装置や装着費用に関わる補助制度は非常に有効であることから、引き続き継続するとともに、税制上の優遇措置についても検討されたい。また、NO_x・PM法による自動車の買い替えに対する東京都の特別融資

制度についても効果が高いことから継続されたい。一方、同法については、対策地域内の事業者に不公平感が広がっていることから、対策地域の見直しと併せて、規制対象自動車の使用猶予期間の延長および事業者への優遇税制や資金措置の拡充等について、国へ働きかけられたい。

3. 観光振興

- (1) 東京商工会議所は各区と連携し、観光情報誌の制作協力を行っている他、東京観光財団等と協力し、東京の観光振興に努めている。東京にはイベントやお祭りの他、隅田川をはじめとする水辺空間等、有形無形の観光資源が多くあることから、こうした資源を生かし、魅力ある国際観光都市を目指すべく支援策や予算の拡充等を総合的に展開されたい。
- (2) 新たな観光資源として期待されているカジノの早期実現に向け、国への働きかけを継続するとともに、都民の理解を促進するための活動を積極的に実施されたい。
- (3) 観光振興の効果的な推進にあたっては、東京都のみならず首都圏全体として広域的に取り組むことが重要であることから、東京都が主体となって首都圏の各自治体と連携した観光施策を推進されたい。また、外国人だけでなく、国内旅行者の受入れに関しても積極的に対応されたい。

4. まちづくり・地域商業の活性化

- (1) 改正都市計画法の施行後は、東京都の権限で土地利用整備地域の指定が可能となることから、広域的観点から柔軟かつ早期に都市計画等の見直しを図られたい。
- (2) 改正中心市街地活性化法では、大型店等の社会的責任が規定されている。東京都におかれては、地域と大型店等との連携・協働を図るべく、自主的な活動を行う地域に対して、積極的な支援を図られたい。

5. 都市基盤整備

- (1) 渋谷駅周辺地域をはじめとした都市再生緊急整備地域における再開発の促進や墨田区の新タワー建設等、都市再開発が進んでいるが、こうした取り組みは東京の活力を高める上でも大きな効果が期待できることから、東京都としても環境影響評価（アセスメント）等、諸手続きが円滑に進むよう所要の措置を講じられたい。

- (2) 「総合物流ビジョン」に基づき、首都圏三環状道路の早期整備を促進し、物流の実態を踏まえたソフト・ハード両面からの総合的かつ実効性ある対策を講じられたい。また、物流効率化に取り組む中小企業に対する金融支援や人材支援、商店街や物流事業者が行う共同配送等地区物流の効率化に資する施策を積極的に講じられたい。
- (3) 羽田空港の再拡張および国際化に対応して、沖合展開跡地や周辺地域の早期開発を促進するとともに、道路や軌道系交通等の交通インフラの整備促進を図られたい。
- (4) 踏切対策を含めた渋滞緩和への取り組みを強力に推進されたい。また、南北方向の軌道系交通の整備が遅れている地域の交通環境を改善すべく、エイトライナーやメトロセブンの整備促進を図られたい。

以上

平成18年度第3号 平成18年5月11日 第570回常議員会決議
--